

綾瀬市外国人介護人材受入れ事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の介護保険施設等（以下「施設等」という。）がEPA（経済連携協定）に基づく介護福祉士候補者の受入れ及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号。以下「技能実習法」という。）による技能実習生の受入れを行う費用の一部について、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和59年綾瀬市規則第14号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) EPA介護福祉士候補者 「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定」、「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定」又は「平成24年4月18日にベトナム社会主義共和国政府との間で交換が完了した看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡」に基づき入国する外国人介護福祉士候補者をいう。
- (2) 技能実習生 技能実習法第8条の規定により、認定された技能実習の実施に関する計画により来日した技能実習を受ける者をいう。
- (3) 国際厚生事業団 公益社団法人国際厚生事業団（JICWELS）をいう。
- (4) 監理団体 技能実習法第2条第10項に規定する監理団体をいう。
- (5) 送出し機関 監理団体と技能実習生の送出し及び受入れに関する協定を締結し、技能実習生を派遣する機関をいう。
- (6) 受入れ機関 EPA介護福祉士候補者及び技能実習生の受入れを希望し、又は受入れを行っている法人をいう。
- (7) 受入れ施設 EPA介護福祉士候補者が就労する予定若しくは就労している次のア、イ及びウに掲げる施設等又は技能実習生が就労している次のエに掲げる施設等であって、市内に所在するものをいう。

ア 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4に規定する養護老人

ホーム又は同法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム

イ 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護又は同法第8条の2第9項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護を行う施設

ウ 介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設

エ 「介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等」について（平成29年9月29日社援発0929第4号・老発0929第2号）（別紙1）対象施設に掲げる老人福祉法・介護保険法関係の施設・事業

(8) 送り出し調整機関 インドネシア海外労働者派遣・保護庁（National Board）、フィリピン海外雇用庁（POEA）及びベトナム労働・傷病兵・社会問題省海外労働局（DOLAB）をいう。

(9) 求人申込年度 EPA介護福祉士候補者の受入れ機関が国際厚生事業団に対して求人登録申請を行う年度をいう。

(10) 受入れ年度 原則として求人申込年度の翌年度であり、EPA介護福祉士候補者が受入れ施設において就労を開始する年度をいう。

（補助対象事業等）

第3条 この要綱に基づく補助金（以下「補助金」という。）の対象となる事業は、受入れ機関が、受入れ施設においてEPA介護福祉士候補者又は技能実習生の受入れを行う事業とする。

2 前項の事業は、EPA介護福祉士候補者にあつては求人申込年度及び受入れ年度に区分するものとし、技能実習生の受入れにあつては実習1から実習3Bまでの実施期間を単年度ごとに区分するものとする。

3 補助金は、次の各号のいずれかに該当する場合に交付する。

(1) EPA介護福祉士候補者の求人申込年度にあつては、マッチングが成立した場合

(2) EPA介護福祉士候補者の受入れ年度にあつては、就労を開始した場合（専らEPA介護福祉士候補者の事由により就労を開始できなかった場合であつて、市長が認めるときを含む。）

(3) 技能実習生の受入れにあつては、実習 1 から実習 3 B までの実習が行われた場合

(補助対象者)

第 4 条 補助金の交付を受けることができる者は、受入れ施設を運営する受入れ機関とする。

(補助対象経費等)

第 5 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 受入れ機関が E P A 介護福祉士候補者の受入れを行う際に要する初期費用（E P A 介護福祉士が受入れ施設において就労を開始するまでに要する費用をいう。）のうち、次に掲げる費用であつて、国際厚生事業団又は日本語研修機関に対し支払うもの（国際厚生事業団を通し送り出し調整機関等に支払う費用を含む。）とする。

ア 求人申込手数料

イ 現地合同説明会参加に係る一部負担金

ウ あっせん手数料

エ 滞在管理費（E P A 介護福祉士候補者の入国初年度に係るものに限る。）

オ 送り出し調整機関に対する手数料及び送り出し国の健康診断実施機関への支払い金

カ 介護導入研修に係る費用

キ 日本語研修の一部負担金

ク その他前各号に掲げる費用に準ずる費用として市長が認める費用

(2) 受入れ機関が技能実習生の受入れを行う際に要する費用のうち、次に掲げる費用であつて、監理団体に対し支払うもの（監理団体を通し送出し機関等に支払う費用を含む。）とする。

ア 実習生管理費（監理団体分及び送出し機関分）

イ 技能検定試験料

ウ 在留資格申請書類作成に係る費用（収入印紙代及び入国管理局申請取次ぎ費用を含む。）

エ その他前各号に掲げる費用に準ずる費用として市長が認める費用

2 補助金は、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に掲げる期間に要した前項に掲げる費用を対象として交付する。

(1) E P A介護福祉士候補者の求人申込年度 求人申込手数料の支払いからマッチングの成立まで（当該年度においてマッチングの成立後に対象経費の支払いが発生する場合にあっては、当該費用の支払日まで）

(2) E P A介護福祉士候補者の受入れ年度 当該年度における最初の対象経費の支払いからE P A介護福祉士候補者の就労開始まで

(3) 技能実習生の実習 1 から実習 3 B までの実施各年度 当該年度における実習の最終日まで実習期間

3 第 1 項及び第 2 項に掲げる経費のうち、補助金の対象となる範囲の額（以下「補助基準額」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 第 1 項第 1 号ア及びイ並びに第 2 号アからウまでに掲げる経費 一の受入れ施設につき 1 か国（当該受入れ施設において補助金の対象となる E P A介護福祉士候補者又は技能実習生の出身国に限る。）分に係る費用の額

(2) 第 1 項第 1 号ウからキまで及び第 2 号アからウまでに掲げる経費 一の受入れ施設につき 2 名分までに係る費用の額

(3) 第 1 項第 1 号ク及び第 2 号エに掲げる経費 前 2 号に掲げる額に準じて市長が定める額

（補助金の算定方法）

第 6 条 補助金の交付額は、前条第 3 項に規定する補助基準額に係る実支出額の 2 分の 1 以内の額、30 万円を限度とする。この場合において、1,000 円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てる。

（交付の申請）

第 7 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、綾瀬市外国人介護人材受入れ事業費補助金交付申請書（第 1 号様式）に E P A介護福祉士候補者の場合は第 1 号、第 2 号及び第 7 号に掲げる書類を、技能実習生の場合は第 3 号から第 7 号までに掲げる書類をそれぞれ添付し、市長に申請しなければならない。

(1) 国際厚生事業団に提出した次に掲げる書類の写し（受入れ年度の申請の場合にあっては、求人申込年度に係るものとする。）

- ア 求人登録申請書
- イ 求人票
- ウ 受入れ施設説明書
- エ 介護研修計画書
- オ 研修実施体制説明書

(2) 受入れ年度に係る申請の場合にあつては、マッチングが成立したことを確認できる書類

(3) 技能実習生の管理に係る監理団体との契約書の写し

(4) 監理団体の管理費が確認できる書類

(5) 技能検定受験の年度にあつては、技能検定試験料が確認できる書類

(6) 在留資格変更・更新の年度にあつては、在留資格変更・更新申請書類の作成費用が確認できる書類及び入国管理局申請取次ぎ費用が確認できる書類

(7) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定によるEPA介護福祉士候補者に係る申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 求人申込年度 当該年度の5月末日

(2) 受入れ年度 対象経費のうち当該年度における最初の費用を支払う日又は当該年度の5月末日のいずれか早い日

3 第1項の規定による技能実習生に係る申請は、当該補助を受ける年度の1月末日までに行わなければならない。

(交付の決定及び条件)

第8条 市長は、前条第1項の規定による申請があつたときは、その内容が適正であるか審査し、適正と認めたときは、予算の範囲内において補助金の交付決定をするものとする。

2 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、次に掲げる事項につき条件を附するものとする。

(1) 事業の内容又は経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、市長の承認を受けること。

(2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。

(3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、

速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

- (4) 事業に係る経費の収支を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収支についての証拠書類を整理し、これらを事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管すること。

（交付決定の通知）

第9条 市長は、補助金の交付を決定したときは、その決定の内容及びその条件を綾瀬市外国人介護人材受入れ事業費補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（交付申請の取下げ）

第10条 前条の規定による通知を受けた者は、その決定内容又はこれに附された条件に異議があり、当該申請を取り下げようとするときは、速やかにその理由を附して市長に届け出なければならない。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

（承認申請）

第11条 第8条第2項第1号又は第2号の規定により承認を受けようとするときは、綾瀬市外国人介護人材受入れ事業費補助金事業変更（中止・廃止）申請書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第12条 第9条の規定による補助金の交付の決定を受けた者は、事業が完了したときは、事業の成果を記載した綾瀬市外国人介護人材受入れ事業費補助金事業実績報告書（第4号様式）にEPA介護福祉士候補者の場合は第1号から第3号まで及び第6号に掲げる書類を、技能実習生の場合は第1号、第3号から第5号まで及び第6号に掲げる書類をそれぞれ添付し、市長に報告しなければならない。

- (1) 領収証その他の対象経費を支払ったことを確認できる書類の写し
- (2) EPA介護福祉士候補者の求人申込年度にあつては、マッチングが成立したことを確認できる書類の写し
- (3) EPA介護福祉士候補者の受入れ年度及び技能実習生に係る各年度の報告にあつては、次に掲げる書類の写し

ア ハローワークに提出した雇用保険被保険者資格の取得届出書及び外国人雇用

状況の届出書

イ 雇用契約書

- (4) 技能検定受験の年度にあつては、技能検定試験申込書の写し
- (5) 在留資格変更・更新の年度にあつては、在留資格変更・更新申請書の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による報告は、E P A介護福祉士候補者にあつては第5条第2項第1号及び第2号に掲げる期間の末日の属する月の翌月の末日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日まで、技能実習生にあつては同条第2項第3号に掲げる期間の末日の属する月の翌月の末日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。

(額の確定等)

第13条 市長は、前条第1項の規定による報告を受けたときは、書類の審査等により、その報告に係る事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を綾瀬市外国人介護人材受入れ事業費補助金確定通知書（第5号様式）により申請者に通知する。

(交付の請求)

第14条 前条の規定による通知を受けた者は、補助金の交付の請求をしようとするときは、綾瀬市外国人介護人材受入れ事業費補助金請求書（第6号様式）により市長に請求しなければならない。

(交付)

第15条 補助金は、第13条の規定により確定した額を補助事業が完了した後において交付する。

(交付決定の取消等)

第16条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、補助金の交付決定に附した条件に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱は、EPA介護福祉士候補者にあつては求人申込年度、技能実習生にあつては監理団体への管理費の初回支払いが平成31年度以後の第3条第1項に規定する事業について適用する。

第1号様式（第7条関係）

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

綾瀬市外国人介護人材受入れ事業費補助金交付申請書

受入れ機関（法人）名

受入れ機関（法人）所在地

代表者職・氏名

印

綾瀬市外国人介護人材受入れ事業費補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり申請します。

補助年度	年度	年度の別	<input type="checkbox"/> 求人申込年度 <input type="checkbox"/> 受入れ年度 <input type="checkbox"/> 技能実習（実習名： ）
対象経費支出予定額		円	
補助基準額に係る支出予定額 <small>（対象経費支出予定額のうち、要綱第5条第3項に規定する範囲の額）</small>		円	
交付申請額 <small>（要綱第6条に規定する方法により算定した額）</small>		円	
添 付 書 類			
【EPA】 1 受入れ事業実施計画書（別紙1-1） 2 支出予定額内訳書（EPA）（別紙1-2） 3 次に掲げる書類の写し ア 求人登録申請書 イ 求人票 ウ 受入れ施設説明書 エ 介護研修計画書 オ 研修実施体制説明書 カ マッチングが成立したことを確認できる書類（受入れ年度に係る申請のみ） 4 その他（ ）		【技能実習】 1 受入れ事業実施計画書（別紙1-1） 2 支出予定額内訳書（技能実習）（別紙1-3） 3 技能実習生の管理に係る監理団体との契約書の写し 4 監理団体の管理費が確認できる書類 5 技能検定試験料が確認できる書類（受験年度に係る申請のみ） 6 在留資格変更・更新申請書類の作成費用が確認できる書類及び入国管理局申請取次ぎ費用が確認できる書類（在留資格変更・更新年度に係る申請のみ） 7 その他（ ）	

(別紙 1 - 1)

受入れ事業実施計画書

受入れ機関（法人）名 _____

事業内容

(注) 受入れ施設の名称及び所在地、本補助金の対象とする対象国及び人数を記載してください。

(別紙1-2)

支出予定額内訳書 (EPA)

受入れ機関 (法人) 名 _____

受入れ施設名 _____

区 分	対象経費 支出予定額 (※1)	積算内訳	補助基準額に係る 支出予定額 (※2)	積算内訳
求人申込手数料	円		円	
現地合同説明会 参加に係る一部 負担金				
あっせん手数料				
滞在管理費				
送り出し調整機 関に対する手 料及び送り出 国の健康診断実 施機関への支 払い金				
介護導入研修に 係る費用				
日本語研修の一 部負担金				
合 計				

(※1) 要綱第5条第1項に規定する費用のうち、申請を行う年度の区分に応じ、同条第2項各号に掲げる期間に支出予定の費用を記載する。

(※2) 対象経費支出予定額のうち、要綱第5条第3項に規定する額を記載する。

(別紙1-3)

支出予定額内訳書 (技能実習)

受入れ機関 (法人) 名 _____

受入れ施設名 _____

区 分	対象経費 支出予定額 (※1) 円	積算内訳	補助基準額に係る 支出予定額 (※2) 円	積算内訳
実習生管理費 (監理団体分及び 送出し機関分) 技能検定試験料 在留資格申請書 類作成に係る費 用 (収入印紙代 及び入国管理局 申請取次ぎ費用 を含む。)				
合 計				

(※1) 要綱第5条第1項に規定する費用のうち、申請を行う年度の区分に応じ、同条第2項各号に掲げる期間に支出予定の費用を記載する。

(※2) 対象経費支出予定額のうち、要綱第5条第3項に規定する額を記載する。

第3号様式（第11条関係）

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

綾瀬市外国人介護人材受入れ事業費補助金事業変更（中止・廃止）申請書

受入れ機関（法人）名

受入れ機関（法人）所在地

代表者職・氏名

印

年 月 日付けで交付決定のあった 年度綾瀬市外国人介護人材受入れ事業費補助金について、当該補助金事業を次のとおり変更（中止・廃止）したいので、綾瀬市外国人介護人材受入れ事業費補助金交付要綱第11条の規定により申請します。

1 変更（中止・廃止）理由

2 変更内容

（1）変更前

（2）変更後

(別紙 1 - 1)

支出済額内訳書 (E P A)

受入れ機関 (法人) 名 _____

受入れ施設名 _____

区 分	対象経費 支出済額 (※1)	積算内訳	補助基準額に係る 支出済額 (※2)	積算内訳
求人申込手数料	円		円	
現地合同説明会 参加に係る一部 負担金				
あっせん手数料				
滞在管理費				
送り出し調整機 関に対する手 料及び送り出 国の健康診断実 施機関への支 払い金				
介護導入研修に 係る費用				
日本語研修の一 部負担金				
合 計				

(※1) 要綱第5条第1項に規定する費用のうち、申請を行う年度の区分に応じ、同条第2項各号に掲げる期間に支出した費用を記載する。

(※2) 対象経費支出済額のうち、要綱第5条第3項に規定する範囲の額を記載する。

(別紙1-2)

支出済額内訳書 (技能実習)

受入れ機関 (法人) 名 _____

受入れ施設名 _____

区 分	対象経費 支出済額 (※1)	積算内訳	補助基準額に係る 支出済額 (※2)	積算内訳
実習生管理費 (監理団体分及び 送出し機関分)	円		円	
技能検定試験料				
在留資格申請書 類作成に係る費 用 (収入印紙代 及び入国管理局 申請取次ぎ費用 を含む。)				
合 計				

(※1) 要綱第5条第1項に規定する費用のうち、申請を行う年度の区分に応じ、同条第2項各号に掲げる期間に支出した費用を記載する。

(※2) 対象経費支出済額のうち、要綱第5条第3項に規定する範囲の額を記載する。

第6号様式（第14条関係）

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

綾瀬市外国人介護人材受入れ事業費補助金請求書

受入れ機関（法人）所在地

受入れ機関（法人）名

代表者職・氏名

印

年 月 日付けで額の確定のあった綾瀬市外国人介護人材受入れ事業費補助金について、綾瀬市外国人介護人材受入れ事業費補助金交付要綱第14条の規定により、次のとおり請求します。

請求金額 金 円

振込先金融機関名 及 び 支 店 名	
預 金 種 別	
振込先口座番号	
名義人（カナ）	